

## 住宅再建支援事業補助金のご案内

町では、町内の個人住宅（※1）の再建を支援するため、個人住宅の再建工事（※2）に要する経費に対し補助金（最大 25 万円）を交付します。

（※1）個人住宅とは？

居住するために自己が所有する住宅で、併用住宅、併存住宅の場合は所有者個人の住宅部分

（※2）再建工事とは？

- ・住宅の居住環境整備のための工事
- ・住宅の機能の維持・向上のための補修、改造及び設備改善の工事
- ・居住環境向上のための補修、改造及び設備改善の工事

### 対象となる方

町内で個人住宅の再建工事をする方。次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・すでにこの補助金の交付を受けている方
- ・すでにこの補助金を受けた住宅を所有している方
- ・災害救助法に定める応急修理（平成 25 年度事業終了分）を受給した方

※ 対象の可否が不明な場合はお問い合わせください。

### 対象となる住宅

町内の個人住宅

※避難指示が解除された区域、特定復興再生拠点区域は対象ですが、帰還困難区域は対象外です。

※併用住宅（※3）・併存住宅（※4）の場合は住宅部分のみ対象

（※3）併用住宅とは？

居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境を完全に区画せずに相互に往来できる住宅

（※4）併存住宅とは？

居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境が完全に区画されている住宅

### 対象となる再建工事

平成 25 年 4 月 1 日（特定復興再生拠点区域にあつては平成 29 年 12 月 22 日）以降に実施した事業で、令和 4 年 3 月 18 日（金）までに完了する工事

※家電製品の購入・物置の設置・外構工事などは対象になりません。

### 補助金額

補助対象工事に要した額（千円未満切捨て、上限 25 万円）

### 受付期間

令和 4 年 3 月 18 日（金）まで

※予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

### 申請方法及び必要書類

窓口または郵送 必要書類はチェックリストをご覧ください

### 問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

住所：浪江町大字幾世橋字六反田 7-2 電話番号：0240-34-0232

# 個人住宅再建支援補助金申請チェックリスト

**※下記提出書類を順番に揃え、チェックした上でご提出ください。**

No.	提出書類名	✓欄
1	個人住宅再建支援補助事業補助金交付申請書（様式第1号）	
2	住宅の位置図（町内のどこに位置するか分かるもの）	
3	再建工事の詳細内容が分かる書類 （見積書の写し、契約書の写しなどの工事内容や金額等が分かるもの）	
4	建物の所有を証明する書類 （評価証明書、名寄帳の写し、建物登記簿謄本など）	
5	町税等の未納がないことの証明書（有効期限は申請日より3ヶ月以内） ※浪江町役場住民課、各出張所にて取得できます	
6	預金通帳の写し（氏名、支店名、口座番号などが確認できるページ）	
7	住民票（新築の場合のみ提出） ※平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があったことがわかる書類	
8	個人住宅再建支援補助事業補助金実績報告書（様式第5号）	
9	再建工事に係る領収書の写し	
10	対象工事箇所の施工工事前後の現場写真（指定の台紙に貼り付け） ※施工前の写真がなければ施工後の写真だけでも可	
11	個人住宅再建支援事業補助金交付請求書（様式第7号）	